

令	6	.	6	.	4
総	3		—		7

意見書

特別委員 佐藤主光（もとひろ）

○長寿社会関係

・「退職所得の課税方式」について、勤続年数 20 年以上の控除額（現行一年につき 70 万円）を見直したときに影響を被る納税者の所得層を明らかにしてはいかがでしょうか？控除の見直しが大衆課税ではなく、むしろ高所得層への適切な課税になって、むしろ公平に適うことが示せるかなと思います。

・税制の範囲を超えますが、「在職老齢年金」の見直しとセットで「公的年金等控除」と「給与所得控除」の一体化（「所得計算上の控除」の一本化）を進めては如何でしょうか？

○法人税の EBPM 関係

・EBPM にはミクロのアウトカム評価とマクロのインパクト評価があると思います。前者については例えば、「賃上げ税制」の場合、減税を受けた企業（トリートメント）と（属性に近いが）減税を受けていない企業（コントロール）との間での賃金引き上げの違いなどを検証するなど DID 的な手法が必要かなと。そのためには税務データ等のデータベースの整備が不可欠です。マクロの EBPM は研究開発税制であれば、生産性（TFP）の向上など経済成長へのインパクトを評価する必要があります。

・EBPM と合わせて「成長志向の法人税改革」に続く新たな法人税改革が求められていると思います。法人税の課税ベースの法人所得からキャッシュフローへの転換、課税原則の源泉地国（生産が行われた場所）から市場国（財貨・サービスの購入があった場所）への転換など新たな経済・社会環境に応じた抜本的な法人税改革があって然るべきです。

○デジタル化・納税環境関係

・デジタル化は（会計ソフトの普及による）記帳の促進や（マイナポータルを使った）確定申告の簡素化に限りません。源泉徴収・年末調整やインボイスについてもデジタル化（インボイスであれば電子インボイス）を進めていく必要があります。源泉徴収のデジタル化についてはリアルタイムの所得情報の捕捉を進めて、これを給付に反映させる他、個人住民税（所得割）の「現年課税化」に繋げていきます。

・納税のためだけであれば、記帳も電子インボイスも普及しません。企業の経営効率の向上や小売・流通の生産性向上の契機とするべきです。

・「税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応」であれば所得税における源泉徴収の範囲の拡大、法人税への源泉徴収の適用が選択肢になると思います。